地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号を適用する随意契約にかかる発注情報の公表 （鶴岡市上下水道事業の契約に関する規程第2条）

本一覧表は、発注情報に変更があったときに随時更新しています。

	発注課等		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄		契約締結後の公表欄					
			業務の名称	業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方（住所・名称）	契約締結日	契約期間（履行期限）	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)
R5①	課等名	総務課	水道メーター分解業務	鶴岡市上下水道部で使用し廃棄する水道メーターの分解業務	令和5年9月	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する障がい者支援施設で、鶴岡市内に事業所を有し、業務の遂行が可能であること。	随意契約	水道メーター分解業務委託	特定非営利活動法人ホールド すまいるらんど鶴岡	令和5年9月26日	令和5年9月26日 ～令和6年1月31日	口径別単価契約 （税抜） 13粍174円 20粍174円	本委託業務は、廃棄水道メーターの分解業務を行うものである。 特定非営利活動法人ホールド「すまいるらんど鶴岡」は、本業務遂行が可能な唯一の事業所であり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する施設で、障がい者の収入確保及び自立支援として、鶴岡市契約に関する規則第２２条の２第２項の手続きを行い契約の相手方とした。
	問い合わせ先	23-7731 （担当　本間）											
2	課等名												
	問い合わせ先												
3	課名												
	問い合わせ先												
4	課等名												
	問い合わせ先												
5	課等名												
	問い合わせ先												
6	課名												
	問い合わせ先												